

## ふるさと登録届

香川県スポーツ協会 会長 殿

香川県アーチェリー協会 会長 殿

届け出日: 令和6年 月 日

(ふりがな)

[ 性別 ] 1. 男 2. 女 \*いずれかに○印を付けること。

[ 生年月日 (西暦) ] 年 月 日

国民スポーツ大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を【香川県】として、次の通りお届けします。

なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

## 1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

アーチェリー	種別	種目
--------	----	----

## 2. 現住所

(ふりがな)	電話番号
〒	

## 3. 連絡先

(ふりがな)	電話番号
〒	
	携帯電話番号

## 4. 「ふるさと」に関する確認事項

## (1) ふるさと登録の利用

利用回数
1. 初回
2. 2回目

\* 1. 又は2. のいずれかに○印

## (2) 前回大会出場の所属都道府県名

回	都道府県
---	------

\* 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載

## (3) 卒業した学校名

(ふりがな)	卒業年月日
	H・R 年 月 卒業

\* ○○高校又は○○中学校など学校名を明確に記載すること。

## (4) 卒業した学校の所在地

(ふりがな)	電話番号
〒	

\* 都道府県名から記載すること。

## ふるさと選手制度使用に係る留意事項

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。  
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

## ふるさと登録届(記入例)

香川県スポーツ協会 会長 殿

香川県アーチェリー協会 会長 殿

届け出日: 令和6年 5月20日

(ふりがな) かがわ たろう

香川 太郎

[ 性別 ]  1. 男 2. 女 \*いずれかに○印を付けること。

[ 生年月日(西暦) ] 1987年 12月 25日

国民スポーツ大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を【香川県】として、次の通りお届けします。  
なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

## 1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

バスケットボール	競技	成年男子	種目
----------	----	------	----

## 2. 現住所

(ふりがな) こうちけんこうちしあさくらへい 〒780-0000 高知県高知市朝倉丙 1234-567	電話番号 088-000-0000
---	----------------------

## 3. 連絡先

(ふりがな) 〒 - 同上	電話番号 同上 携帯電話番号 090-1234-5678
---------------------	---------------------------------------

## 4. 「ふるさと」に関する確認事項

## (1) ふるさと登録の利用

利用回数
<input checked="" type="radio"/> 1. 初回
2. 2回目

\* 1. 又は 2. のいずれかに○印

## (2) 前回大会出場の所属都道府県名

73回	高知県
-----	-----

\* 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載

## (3) 卒業した学校名

(ふりがな) 香川県立〇〇高等学校	卒業年月日 平成 19年 3月 卒業
----------------------	-----------------------

\* 〇〇高校又は〇〇中学校など学校名を明確に記載すること。

## (4) 卒業した学校の所在地

(ふりがな) かがわけん〇〇し×× 〒761-2305 香川県〇〇市×× 987-9876	電話番号 087-000-0000
---	----------------------

\* 都道府県名から記載すること。

## ふるさと選手制度使用に係る留意事項

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。  
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。